

平成22年3月31日
(2010年)

業者各位

和歌山市 建設局
基盤整備部 建設総務課長

中間前金払制度の導入について（通知）

平素は、和歌山市の公共事業を推進するにあたり格別のご配慮をいただきありがとうございます。

和歌山市が発注する建設工事（設計・調査、測量等を除く。）において、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、中間前金払制度を導入することとしました。

1 制度の概要

既に前金払をした工事において、工期及び出来高が2分の1以上となった時点で、一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に前払金を追加して支払う制度です。

2 対象工事

請負代金額（税込）が300万円以上の建設工事（設計・調査、測量等を除く。）を対象とします。ただし、次の条件を満たしていること。

- ① 前金払を受けている工事
- ② 部分払を受けていない工事（債務負担行為にあつては、同一年度に部分払を受けていない工事）

3 中間前金払の額

請負代金額の2割以内とする。ただし、前払金と合わせて請負代金額の6割を超えることはできません。

4 支払条件

中間前金払は、次の条件を全て満たしているものを対象とします。

- ① 工期の2分の1を経過していること
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 工事の進捗額（出来高）が請負代金額の2分の1以上であること（工事履行報告書）
※ 明らかに工期延期が見込まれる場合は、その変更予定の工期を対象とします。

5 注意事項

- ① 同一年度において、部分払後は、前金払及び中間前金払はできません。
- ② 中間前払金の振込口座は、前払金と同様に専用の指定口座となります。
- ③ 手続は、別添フローチャートを参考にして下さい。

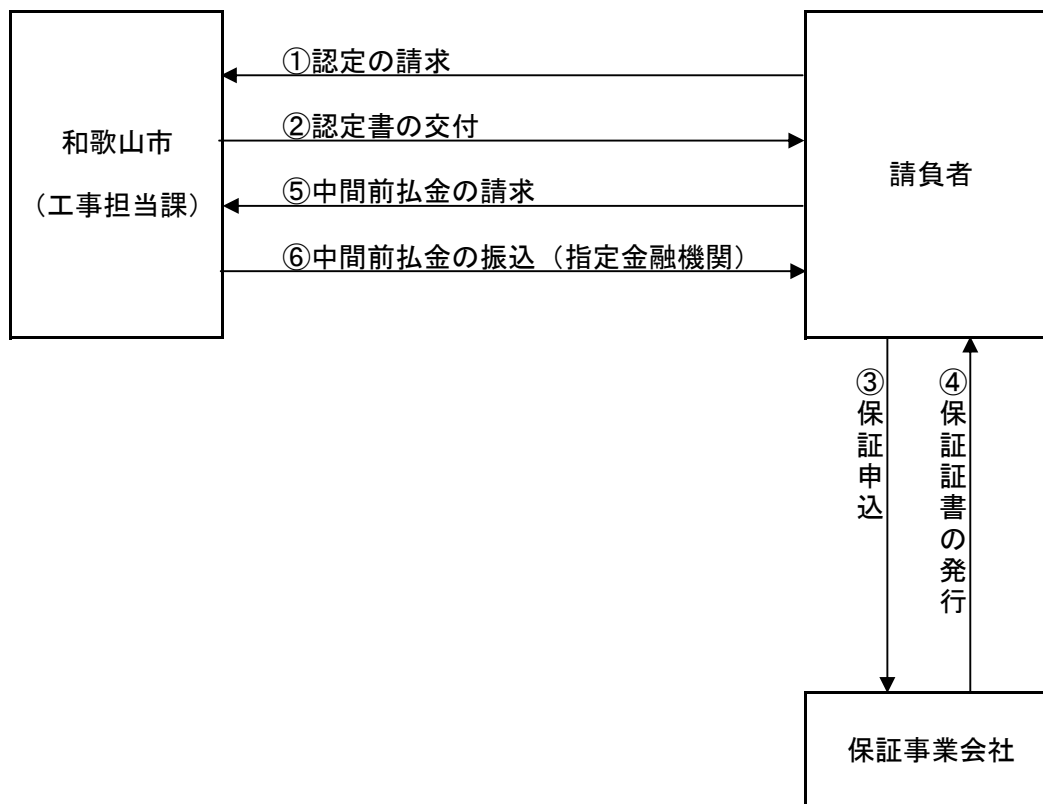
6 実施時期

平成22年4月1日以降に契約したものを対象として実施することとします。

- ※ 中間前金払制度の様式及び既存請求書は、「請負工事関係提出書類の様式」に統合しています。
- ※ 制度導入及び字句の訂正に伴い、建設工事契約書も変更しています。

○中間前払金の請求手続

中間前払金の請求手続は、次のとおりです。



- ① 請負者は、中間前金払認定請求書（工事履行報告書、工程表を添付）を工事担当課に提出
- ② 工事担当課は、支払要件を満たしていることを確認後、中間前金払認定書を請負者に交付
※工事履行報告書・工程表により、工期・出来高が50%以上であることを確認
- ③ 請負者は、認定書を添えて、保証事業会社に保証の申込（前払金保証と同じ会社に限る。）
- ④ 保証事業会社は、請負者に保証証書を発行
- ⑤ 請負者は、保証証書及び認定書（写）を添えて、中間前払金請求書を工事担当課に提出
- ⑥ 工事担当課は、請求を受けた日から14日以内に前払金口座に中間前払金を振込み

中間前金払認定請求書

年 月 日

和歌山市長

様

請負者 住所

氏名

㊞

下記工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	工期の2分の1を経過した日 年 月 日 添付書類 工事履行報告書 工程表

中間前金払認定書

年 月 日

様

和歌山市長

Ⓜ

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	中間前金払限度額： 円

中間前払金請求書

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--

口座振替指定銀行

銀行

支店

下記工事請負代金の中間前払金として、上記銀行の私名義の別口普通預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。

平成 年 月 日

印

和歌山市長

様

契約概要	工事番号	第 号
	工事場所	
	工事名	
	請負代金額	円
	受領済み前払金額	円
	中間前払金限度額	円

- (注) 1. 番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請求金額の前には、¥の記号を付すること。
2. 口座振替指定金融機関については、保証証書記載の預託金融機関と同一金融機関名を記入すること。
3. 中間前払金額は、請負代金額の2割以内、かつ、受領済みの前払金と合わせて6割以内とする。